

山梨県立大学大学院人間福祉学研究科ティーチング・アシスタント規程

(令和6年4月1日制定 人間福祉学研究科5210号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院人間福祉学研究科（以下「研究科」という。）におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）制度に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 TA制度は、山梨県立大学人間福祉学部（以下「学部」という。）教育におけるきめ細かい指導の実現や学生が将来教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 TAとなることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 研究科に在籍する学生で学業成績が優秀であり、かつ、次条に定める業務を遂行する能力を有する者
- (2) 指導教授より推薦された者

(業務)

第4条 TAは、次に定める業務に従事する。

- (1) 教員の授業の進行補助、資料作成、機材準備等
- (2) 講義、演習、実験、実習等における学部学生に対する学修上の指導及び相談
- (3) その他必要と認める教育補助業務

2 TAの業務に従事する時間は、原則として週10時間、年間300時間を上限とする。ただし、演習・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間300時間を超えない範囲で実情に応じて担当することができる。

3 研究科長はTA業務従事にあたる当該学生の研究及び授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

(身分及び給与)

第5条 TAの身分は、公立大学法人山梨県立大学有期雇用教職員就業規則に定めるアルバイトとし、同規則に定めるアルバイトの給与を支給する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、TA制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。